

妊婦のための支援給付Q & A

令和7年4月1日作成

NO	質問概要	回答
●支給要件について		
1	支給対象者とは誰のことですか。	・妊婦支援給付金（1回目） 次の1～5の全てに該当する方 - 申請時点（妊婦給付認定申請時点）で本市に住民票がある妊婦。 - 産科医療機関の医師等が胎児心拍を確認している（妊娠の事実確認をしている）方。 - 妊婦給付認定の原因となった妊娠について、令和7年3月31日までに出産、流産、死産又は人工妊娠中絶されていない方。 - 妊婦給付認定の原因となった妊娠について、令和7年3月31日までに本市へパパママ応援ギフト（妊娠分）を申請していない方。 - 妊婦給付認定の原因となった妊娠について、他の市区町村から、現金やクーポン等で妊婦支援給付金（1回目）又は出産・子育て応援給付金（出産応援ギフト）の支給を受けていない方。 ・妊婦支援給付金（2回目） 次の1～2の全てに該当する方 - 令和7年4月1日以降に出産し、申請時点（胎児の数の届出時点）で本市に住民票がある妊産婦。 - 妊婦給付認定の原因となった妊娠と同一の妊娠を原因として、他の市区町村から、現金やクーポン等で妊婦支援給付金（2回目）の支給を受けていない方。
2	さいたま市に住んでいますが、住民票が他市区町村にある場合は支給対象となりますか。	さいたま市で支給対象となるのは、さいたま市に住民票がある方となります。 ただし、DVを理由に避難している等、やむを得ない特別な事情がある場合は、さいたま市で支給対象となるケースがあります。 ※転出入者の方も支給対象になることがあります。⇒No22.23をご確認ください。
3	さいたま市に住民票はありますが、外国籍の場合は支給対象となりますか。	外国籍の方でも、さいたま市に住民票があり、日本国籍を有する方と同様の要件を満たせば支給対象となります。
●申請について		
4	電子申請のご案内はどこでられますか。	妊婦支援給付金（1回目）：妊娠届出時に母子保健相談員（助産師等）等の専門職の面談時に配付 妊婦支援給付金（2回目）：生後4か月頃までに実施する新生児訪問又はハローエンゼル訪問等の面談時に配付
5	さいたま市に転入してきた場合、申請はどのように行えばよいですか。	妊婦支援給付金（1回目） 転入後、各区保健センターにて面談を行い、電子申請のご案内を配付します。その後、電子申請の手続きをお願いします。 妊婦支援給付金（2回目） ・出産前に転入した場合 出生届出後の新生児訪問又はハローエンゼル訪問等の面談時に電子申請のご案内を配布します。その後、電子申請の手続きをお願いします。 ・出産後に転入した場合 転入日から1～2か月程度で案内を送付しますので、それまでお待ちください。案内にしたがってご申請ください。 なお、転入前の市区町村で妊婦支援給付金（2回目）を現金やクーポン等で支給されている場合は、さいたま市では支給できません。
6	申請方法を教えてください。	原則、電子申請となっております。ただし、電子申請ができない方には郵送で紙の申請書を送付しています。
7	支給方法を教えてください。	現金かデジタル地域通貨の選択制です。デジタル地域通貨を選択した場合は、たまポンを上乗せします。
8	申請者は誰ですか。	申請者は妊婦本人のみです。
9	受取人を妊婦本人以外に変更することはできますか。	妊婦本人のみ受け取れます。父親や祖父母その他の者は、支給対象者にはなりません。
10	支給の決定はどのように通知されますか。	電子申請の場合：申請時に入力していただいたメールアドレスに連絡いたします。その際、申請完了時に送付されるメールに記載された整理番号とパスワードが必要となります。 申請書の場合：紙の支給決定通知書を送付します。

妊婦のための支援給付Q & A

令和7年4月1日作成

NO	質問概要	回答
●デジタル地域通貨について		
11	「デジタル地域通貨」とは何か。	「デジタル地域通貨」とは、市内の取扱加盟店で使えるキャッシュレス決済サービスで、スマートフォンアプリ「さいたま市みんなのアプリ」で利用可能です。妊婦支援給付金の支給に際してもらえるデジタル地域通貨は「出産・子育て応援ポイント」と「たまポン」です。
12	妊婦支援給付金の支給に際してもらえる「出産・子育て応援ポイント」とは何か。	妊婦支援給付金をデジタル地域通貨として付与したものです。1ポイント＝1円で利用することが可能です。
13	妊婦支援給付金の支給に際してもらえる「たまポン」とは何か。	出産・子育て応援ポイントを付与した際に上乗せされるポイントです。1ポイント＝1円で利用することが可能です。
14	デジタル地域通貨を選択した場合はいくらもらえますか？	・令和7年4月1日以降の申請について、デジタル地域通貨を選択した場合には、以下の上乗せが行われます。 【1. たまポンの上乗せ分】 令和7年4月1日から令和8年2月28日までの期間中に妊婦支援給付金（1回目・2回目）を、「デジタル地域通貨」を選択して申請した場合、50,000円相当の出産・子育て応援ポイントに加えて、5,000円相当のたまポンを付与します。 ※付与されるたまポンの額は変更となる場合があります。 【2. 子育て世帯応援キャンペーンの上乗せ分】 妊婦支援給付金（2回目）を、「デジタル地域通貨」を選択して申請した場合、【1. たまポン上乗せ】に加えて、10,000円相当の出産・子育て応援ポイントを付与します。
15	「出産・子育て応援ポイント」と「たまポン」が使えるお店はどこですか。	「出産・子育て応援ポイント」と「たまポン」が使えるお店は、「さいたま市みんなのアプリ」内の「加盟店一覧」にて、それぞれ「出産・子育て」・「たまポン」と表示されている店舗です。 「さいたま市みんなのアプリ」の操作方法につきましては、さいたま市みんなのアプリコールセンター（TEL：0570-037-279 FAX：048-711-1317）、または、さいたま市みんなのアプリ相談カウンター：各区役所に設置（9:00～17:00（最終受付時間：16:30）（土曜日、日曜日、祝日を除く））までお問い合わせください。
16	「出産・子育て応援ポイント」と「たまポン」の有効期限はありますか。	・出産・子育て応援ポイント：付与された日から1年後となります。 ・たまポン：最終付与日または最終利用日から180日後となります。
17	妊婦支援給付金をデジタル地域通貨で受け取る場合の注意事項について教えてください。	(1) 申請前にスマートフォンで「さいたま市みんなのアプリ」のダウンロードが必要です。 (2) アプリ内で発行される「行政給付受取番号」が申請時に必要です。行政給付受取番号の発行にはマイナンバーカードでの認証が必要です。取得方法につきましては、ホームページ内「9 行政給付受取番号の取得方法」をご確認ください。
18	申請後、支給方法について、現金をデジタル地域通貨へ、または、デジタル地域通貨を現金へ変更することは可能ですか？	既に支給方法を選択して申請が完了した後に、支給方法を変更することはできません。
19	支給後、受給した現金をデジタル地域通貨に、または、デジタル地域通貨を現金に換金することは可能ですか？	現金を「さいたま市みんなのアプリ」でチャージするとデジタル地域通貨として使用できます。デジタル地域通貨を現金に換金することはできません。

妊婦のための支援給付Q & A

令和7年4月1日作成

NO	質問概要	回答
20	電子申請に必要なものはどのようなものですか。	・妊娠届出時及び新生児訪問等の面談時にお渡ししている「電子申請のご案内」に記載の専用二次元コード ・申請者本人の本人確認書類の画像（運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証等いずれか1点） ・電子申請番号（「電子申請のご案内」の「電子申請番号」に記載された番号です） 【現金での受け取りを希望する場合】 ・申請者本人または代理人の振込口座情報が確認できる画像（通帳、キャッシュカード、金融機関のアプリ画面等） 【デジタル地域通貨での受け取りを希望する場合】 ・行政給付受取番号（「さいたま市みんなのアプリ」内で、マイナンバーカード認証後に取得可） ※「行政給付受取番号」の取得方法につきましては、ホームページ内「9 行政給付受取番号の取得方法」をご確認ください。 ※現金受取口座が旧姓名義の場合は、新旧の氏名が記載されている本人確認画像が必要です。 ※上記のほか、電子申請をするためには連絡用メールアドレスの登録が必要です。
21	妊婦支援給付金に関連しないデジタル地域通貨についての質問はどこに連絡したらよいか（例：妊婦支援給付金をデジタル地域通貨で受け取りたいが、さいたま市みんなのアプリの操作方法がわからない）。	さいたま市みんなのアプリコールセンター（TEL：0570-037-279 FAX：048-711-1317）、または、さいたま市みんなのアプリ相談カウンター：各区役所に設置（9:00～17:00（最終受付時間：16:30）（土曜日、日曜日、祝日を除く））までお問い合わせください。
●転入・転出・里帰り出産をした方		
22	申請前に他市区町村からさいたま市に転入した場合は、さいたま市と転入前の他市区町村のどちらの市区町村から支給されますか。	申請前に他市区町村からさいたま市に転入した場合は、さいたま市において面談実施時に配布する「電子申請のご案内」にて、妊婦支援給付金を申請していただくことで、さいたま市から支給します。妊婦支援給付金（1回目）については転入手続きで保健センターに来庁されたときにご案内します。妊婦支援給付金（2回目）については転入日から1～2か月程度で案内を送付します。
23	申請前にさいたま市外へ転出した場合は、さいたま市と転出先の市区町村のどちらの市区町村から支給されますか。	申請前にさいたま市から他市区町村に転出した場合は、転出先の他市区町村で支給することになります。支給方法については、転出先の他市区町村にお問い合わせください。
24	さいたま市に住民登録があり、さいたま市外で里帰り出産をした場合は、さいたま市と里帰り先のどちらの市区町村から支給されますか。	さいたま市からの支給となります。電子申請のご案内は、さいたま市での新生児訪問又はハローエンゼル訪問実施時にお渡しします。
25	里帰り先で面談を受けたが、しばらくさいたま市に戻る予定はない。どのように申請をしたらいいですか。	里帰り先で新生児訪問等の面談を受けた場合は、電子申請のご案内を送付可能です。送付を希望される場合は、母子保健課よりそい支援係にお問い合わせください。
26	海外で妊娠し、帰国した場合は支給されますか。	妊娠中に帰国した場合、妊婦支援給付金を支給します。
27	海外で出産し、帰国した場合は支給されますか。	海外で出産し、帰国した場合、妊婦であって日本国内に住所を有していたことがなければ、妊婦支援給付金は支給できません。
●その他		
28	所得制限はありますか。	所得制限はありません。
29	課税対象となりますか。	非課税となります。